

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美里町	砥用西部(今、坂貫、東岩野、境、大窪)	令和4年2月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	89ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	20ha
i うち後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の方が11.6ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今の農地利用は、中心経営体である担い手12経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
坂貫の農地利用は、中心経営体である認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
東岩野の農地利用は、中心経営体がないため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
境の農地利用は、中心経営体である担い手1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
大窪の農地利用は、中心経営体である認定農業者等8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、野菜	1.4 ha	水稻、野菜	1.4 ha	坂貫
認農	B	水稻、WCS稲、飼料作物、桃	1.3 ha	水稻、WCS稲、飼料作物、桃	3.3 ha	大窪
認農	C	イチゴ	0.8 ha	イチゴ	0.8 ha	大窪
認農	D	水稻、WCS稲、飼料作物	0.1 ha	水稻、WCS稲、飼料作物	0.1 ha	大窪
認就	E	野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	大窪
	F	水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	今・坂貫
	G	水稻	1.3 ha	水稻	1.3 ha	今
	H	水稻、野菜	0.6 ha	水稻、野菜	0.6 ha	今
	I	水稻、飼料作物	0.3 ha	水稻、飼料作物	0.3 ha	今
	J	水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	今
	K	水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	今
	L	水稻	0.6 ha	水稻	0 ha	今
	M	水稻	0.1 ha	水稻	0.1 ha	今
	N	水稻	0.5 ha	水稻	0.5 ha	今
	O	水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	今
	P	水稻、WCS稲、飼料作物、野菜	0.9 ha	水稻、WCS稲、飼料作物、野菜	0.9 ha	今
	Q	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	今
	R	水稻、野菜	0.8 ha	水稻、野菜	0.8 ha	今
	S	水稻、野菜	1.3 ha	水稻、野菜	1.3 ha	坂貫
	T	水稻、果樹	0.4 ha	水稻、果樹	0.4 ha	境
	U	水稻、WCS稲、野菜	0.6 ha	水稻、WCS稲、野菜	0.6 ha	大窪
	V	水稻	0.1 ha	水稻	0.1 ha	大窪
	W	水稻、飼料作物	0.7 ha	水稻、飼料作物	0.7 ha	大窪
計	23人		14.1 ha		15.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、454筆、221,324㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のための対策に取り組む。